

周南市政治倫理条例の一部を改正する条例制定について
周南市政治倫理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年3月4日 提出

提出者	周南市議会議員	兼	重	元
		福	田	文 治
		吉	平	龍 司
		西	田	宏 三
		小	林	雄 二
		岩	田	淳 司

周南市政治倫理条例の一部を改正する条例

周南市政治倫理条例（平成17年周南市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「並びに市が出資金その他これらに準ずるものを拠出している公益法人及び株式会社」を「、市が出資金その他これらに準ずるものを拠出している公益法人及び株式会社並びに指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）」に改める。

第8条中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市政治倫理条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(政治倫理基準) 第3条 議員及び市長は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。ただし、第6号の規定については、市長を除く。 (1) (略) (2) 市(市が設立した公社並びに市が出資金その他これらに準ずるものを拠出している公益法人及び株式会社を含む。第4条第1号及び第19条において同じ。)が行う工事等の請負契約(下請負を含む。)、委託契約、物品納入契約その他の契約に関し、特定の者のために推薦、紹介その他有利な取り計らいをしないこと。 (3)～(7) (略) 2 (略) (政治倫理審査会の設置) 第8条 政治倫理に関する審査、調査等を行うため、<u>地方自治法</u>(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第138条の4	(政治倫理基準) 第3条 議員及び市長は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。ただし、第6号の規定については、市長を除く。 (1) (略) (2) 市(市が設立した公社、<u>市が出資金その他これらに準ずるものを拠出している公益法人及び株式会社並びに指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。))第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)</u>を含む。第4条第1号及び第19条において同じ。)が行う工事等の請負契約(下請負を含む。)、委託契約、物品納入契約その他の契約に関し、特定の者のために推薦、紹介その他有利な取り計らいをしないこと。 (3)～(7) (略) 2 (略) (政治倫理審査会の設置) 第8条 政治倫理に関する審査、調査等を行うため、<u>法</u>第138条の4第3項の規定に基づき、周南市政治倫理審査会(以下

現 行	改 正 案
第 3 項 の 規 定 に 基 づ き 、 周 南 市 政 治 倫 理 審 査 会 （ 以 下 「 審 査 会 」 と い う 。 ） を 置 く。	「 審 査 会 」 と い う 。 ） を 置 く。